

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.006

処 分 名	景観重要建造物指定の提案
処 分 の 概 要	建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要であつて、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物と認められるときは、建造物の所有者は当該建造物について、景観整備機構は市内の建造物について、市長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができます。
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 20 条第 3 項 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 6 条
審 査 基 準	<p>景観法第 20 条第 1 項、第 2 項及び景観法施行規則第 6 条の規定による基準の他、春日部市景観計画に定められた景観重要建造物の指定方針によって、判断します。</p> <p>◆春日部市景観計画に定められた景観重要建造物の指定方針</p> <p>本市景観資源として登録された建造物で所有者が指定を希望するものや、景観形成上重要な役割を果たしている価値のある建築物や工作物で道路その他の公的空間から容易に見ることができ、以下の指定基準のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得るものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の景観資源に登録された建造物で、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの ・登録有形文化財に指定されて、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの ・歴史的または文化的価値があるもので、景観上価値のあるもの ・地域の景観を特徴づけているものや、地域のシンボル、ランドマークとなっているもの ・地域に親しまれて良好な景観の形成に寄与しているもの
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/keikan/juuyou-kenzoubutsu.html

■景観法

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第二〇条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

■景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

■春日部市景観計画

1) 景観重要建造物の指定の方針

本市景観資源として登録された建造物で所有者が指定を希望するものや、景観形成上重要な役割を果たしている価値のある建築物や工作物で道路その他の公的空間から容易に見ることができ、以下の指定基準のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得るものとします。

- ①市の景観資源に登録された建造物で、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの
- ②登録有形文化財に指定されて、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの
- ③歴史的または文化的価値があるもので、景観上価値のあるもの
- ④地域の景観を特徴づけているものや、地域のシンボル、ランドマークとなっているもの
- ⑤地域に親しまれて良好な景観の形成に寄与しているもの